# <u>特例給付金申請の事務手続きについて</u>

## 特例給付金のみを申請する方を対象とした 説明資料です。

※<u>納付金・調整金・報奨金と併せて</u>特例給付金を申請する方は、 「障害者雇用納付金制度事務手続きについて(納付金・調整金 及び報奨金関係)」をご覧ください。





【特例給付金 申請解説資料】

<u>I 特例給付金の概要</u>	1. 障害者の把握・確認における留意点
1.納付金制度の全体像	2. 雇用障害者とは
2.特例給付金とは	3. 雇用障害者の雇用区分の把握
3. 特例給付金支給要件	4.雇用障害者の総数の算出
4.特例給付金の申請の流れ	<u>Ⅳ 特例給付金額の算出</u>
Ⅱ 常用雇用労働者の総数の把握	<u> V 申告申請書の作成・提出</u>
1.常用雇労働者とは	1.申告申請書の作成方法
2.常用雇用労働者の総数の把握	2. 提出する書類
Ⅲ 雇用障害者の総数の把握	3.提出方法

【申告申請書作成支援シート(マクロ機能付き)作成方法解説資料】

|--|

<u>Ⅱ バックアップデータの取り込み</u>

**Ⅲ** 申告申請書作成支援シートの入力(修正)

★取り込んだ前年度のデータを修正する場合

★新規に申請書を作成する場合

★印刷・提出

★バックアップデータの作成

<u> №電子申告申請</u>

## 🞲 このスライドで使用している用語(略語)等

- ・納付金 調整金 : 隨害者雇用納付金 隨害者雇用調整金
- ・機構 : 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
- ・申告申請窓口 : 機構都道府県支部高齢・障害者業務課(東京・大阪は、高齢・障害者窓口サービス課)
- ・所定労働時間(所定): 就業規則又は労働契約等で決まっている労働時間
- ・週所定労働時間 : 就業規則、雇用契約書等により、通常の週(週休日その他概ね1か月以内の期間を周期として 規則的に与えられる休日以外の休日(祝日及びその振替休日、年末年始の休日や夏季休日等)を 含まない週)に勤務すべきこととされている時間
- ·月所定労働時間 : 週所定労働時間を1か月を4週間として月換算した時間
- ・実労働時間(実働) : 実際に働いた労働時間
- ・算定基礎日 : 月々において在籍する常用雇用労働者をカウントする日のこと。月の初日(1日)又は賃金締切日が 原則ですが、それら以外の常用雇用労働者の数を把握できる日としても差し支えありません。
- ・常用雇用労働者 : 週所定労働時間20時間以上であって、雇入れの時から1年を超えて雇用される労働者(見込み を含む)
- ・短時間以外の常用雇用労働者(短時間以外): 週所定労働時間30時間以上の常用雇用労働者
- ・短時間の常用雇用労働者(短時間労働者):週所定労働時間20時間以上30時間未満の常用雇用労働者
- ・特定短時間労働者 : 週所定労働時間が10時間以上20時間未満であって雇入れの時から1年を超えて雇用される障害者 (見込みを含む)

# I 特例給付金の概要

# 1. 納付金制度の全体像



# 2. 特例給付金とは



## 3. 特例給付金支給要件

①~③の要件を満たしていること。

①常用雇用労働者である障害者を雇用している事業主

②支給対象である週の所定労働時間が10時間以上20時間未満の障害者 (特定短時間労働者)である障害者を雇用している事業主

③以下のいずれにも該当しない事業主

・納付金の未納がある事業主

・申請書に記載のあった障害者に対する適切な雇用管理の措置を欠いた ことによる労働関係法令等の違反により送検処分をされた事業主

4. 特例給付金の申請の流れ



特例給付金は、申請期限を過ぎた申請に対しては支給できません。

年度の中途に事業を廃止・吸収合併等した場合は、廃止・吸収合併等した日から45日以内に申請してください。



# □ 常用雇用労働者の総数の把握



## 1. 常用雇用労働者とは



#### へのためまた。 次に掲げる労働者も常用雇用労働者 (労働時間・雇用契約期間の要件を満たした場合)



(※)派遣労働者は派遣元の事業主が計上できます。 労働者派遣事業における登録型の派遣労働者に関しては記入説明書を必ず 確認してください。

# 2. 常用雇用労働者の総数の把握

### 算定基礎日(注1)における常用雇用労働者の数を次のとおりカウントする。

(注1) <u>算定基礎日とは月々において在籍する常用雇用労働者をカウントする日</u>の こと。基本は月の初日(1日)であるが、賃金締切日又はそれら以外の常用雇 用労働者の数を把握できる日としても差し支えない。

※対象障害者ごとに恣意的に算定基礎日を変えることはできません。

<b>週所定労働時間</b> (注2)	雇用区分	カウント方法
30時間以上	短時間以外の常用雇用労働者	1人を 1カウント
20時間以上30時間未満	<b>短時間</b> の常用雇用労働者	1人を 0.5カウント
20時間未満	常用雇用労働者には該当しません。	×

(注2)週所定労働時間…就業規則、雇用契約書等により、通常の週(祝日、年末年 始の休日や夏季休日等を含まない週)に勤務すべきこととされている時間。

※ 障害者以外の常用雇用労働者については所定労働時間をもって雇用区分を決める ことが基本(障害者のように実労働時間との乖離状況を踏まえて雇用区分を決める 必要はない)



# Ⅲ 雇用障害者の総数の把握

## 1. 雇用障害者の把握・確認における留意点

- ・納付金の申告申請に当たり障害者を把握・確認するに当たっては、厚生労働省 が策定した「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン」に 沿って、障害者の方のプライバシー保護に十分なご配慮をお願いします。
- ・障害者の障害者手帳等の所持、障害の状況、労働時間の状況等を把握・確認す るに当たっては、納付金等の申告申請のためにそれらの個人情報を当機構に提 供する旨の利用目的等を明示し、同意を得るようお願いします。
  - 【「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン」へのアクセス方法】 機構トップページ(https://www.jeed.go.jp/) →「障害者の雇用支援」ページ → 「障害者雇用納付金」と進み、表示されたページをスクロール



# 2. 雇用障害者とは

障害者手帳等により障害があることを確認できる障害者



知的障害者であることの確認書類 療育手帳等 (\*)



★提出に当たっては、氏名、 生年月日だけでなく、障害等 級がわかるページの写しも添 付・提出してください(障害 の程度等が不明の場合は、 「障害の種類・程度を明らか にする書類」には該当しませ ん)。

\* <mark>様式や手帳の名称は、</mark> 都道府県(政令指定市) により異なります。

●次の地方公共団体は 「療育手帳」以外の名称

青森県…愛護手帳 東京都…愛の手帳 埼玉県…みどりの手帳 さいたま市…みどりの手帳 横浜市…愛の手帳 名古屋市…愛護手帳 知的障害者であることの確認書類 療育手帳等 (\*)

【留意点】

①<u>年度の途中</u>で知的障害者である旨の判定を受けた場合、その対象障害者の<u>雇入れ日</u> <u>に遡り</u>知的障害者として取り扱ってよい。

②既に知的障害者判定機関の「重度以外の知的障害者」の<u>判定書等を所持している</u> <u>障害者が、異なる判定機関から</u>重度知的障害者と判定された場合は、 <u>その雇入れの日に遡り</u>重度知的障害者として取り扱う(同一の判定機関による 再判定の結果、重度知的障害者と判定された場合は、判定された年月日をもって 重度知的障害者として取り扱う)

③療育手帳とは別の判定機関で重度知的障害者の判定を受けた場合、

確認書類は判定書(写)のみ(療育手帳等(写)は、提出不要)

④提出する療育手帳等の写しは、イ.氏名、ロ.性別、八.生年月日、二.障害の程度が 記載されたページをひととおり保管(一部でも不明な場合は、正当な確認書類とし ては取り扱えない)



# 3. 雇用障害者の雇用区分の把握

- ・障害者の雇用区分の把握方法は、基本的に一般の労働者と同じ。
- ・ただし、週又は月の所定労働時間の雇用区分が一定である障害者については、月所 定労働時間と実労働時間を把握し、それらが常態的に乖離している(※)障害者に ついては実労働時間により雇用区分を決定する。

(※)所定労働時間と実労働時間の雇用区分が対象期間の半分以上で相違していること

# 【所定労働時間、実労働時間に含める時間】

所定労働時間	実労働時間
就業規則又は労働契約等に定められた	・実際に働いた労働時間
労働時間	・所定の手続き等により休むことが認められた時間

- ◆就業規則又は労働契約等に定められた就業時刻において労働した時間
- ◆年次有給休暇及び(有給の)特別休暇
- ◆法定休暇等(生理休暇、産前産後休暇、育児休業、介護休業、子の看護休暇等)
- ◆休業期間(賃金が全額支払われる休業期間のほか、雇用調整助成金(新型コロナ感染症に伴う 特例を含む。)を受給して賃金補償をしていた休業期間、労働基準法第26条に規定する休業手当 を支払っていた休業期間及び労使協定(労働者の過半数で組織する労働組合又は労働者の過 半数を代表する者との書面による協定)に基づき賃金の一部を支払っていた休業期間。
- ◆休職期間
- ◆傷病欠勤の期間(賃金の支給の有無に関わらず、就業規則等に基づくなど一定の要件を満たす場合)
- ◆傷病欠勤以外の欠勤の期間(賃金が全額支払われている欠勤に限る)

◆上記以外の欠勤時間(無届け欠勤等) ◆残業時間

### 雇用障害者の雇用区分の確認方法



## 4. 雇用障害者の総数の算出

支給上限人数

区分	常用雇用労働	<mark>き</mark> としての <b>カウント</b>	障害者とし	ての <b>カウント</b>						
	短時間以外	短時間	短時間以外	短時間						
重度身体障害者			2	1						
身体障害者			1	0.5						
重度知的障害者			2	1						
知的障害者	1	0.5	1	0.5						
				0.5						
精神障害者			1							
				「特例措置に該当」						
精神障害者である短時間労働者のうち										
令和5年3月31日	新	規雇入れから3年	以内							
までに雇い入れ	かつ 又 指	は 油暗害者保健福祉	手帳取得からな	3年以内						
※ただし、精神障害者が退職した場合であって、退職後3年以内に、同じ事業主に再雇用された場合、再雇 田後は特例の対象とはならない(ス合社特例等の事業主関の再雇用を含む)										
※知的障害があると判定され	用後は特例の対象とはならない(子会社特例等の事業主間の再雇用を含む)。 ※知的障害があると判定されていた者が、発達障害により精神障害者保健福祉手帳を取得した場合は、									

知的障害者と判定された日を精神障害者保健福祉手帳取得の日とみなす。

# Ⅳ 特例給付金額の算出

### 特例給付金額の算出

申請対象期間に雇用した 週の所定労働時間が10時 間以上20時間未満の障害 者(特定短時間労働者) の合計数(※)



※常用雇用労働者である週所定労働時間20時間以上の障害者の合計数が上限となります。(ただし、小数点以下は切捨て。)

※週所定労働時間が10時間以上20時間未満の障害者(特定短時間労働者)であ る障害者のカウント方法と週所定労働時間20時間以上の障害者のカウント方法 は異なります。週所定労働時間が10時間以上20時間未満の障害者(特定短時間 労働者)である障害者は<u>障害の程度等に関わらず実人数でカウントします。</u>

【週の所定労働時間が10時間以上20時間未満の障害者(特定短時間労働者) である障害者のカウント方法】

特定短時間労働者
障害の程度等に
1カウント (約059天人数) でカウント

### (算出例)

①週の所定労働時間が10時間以上20時間未満の障害者(特定短時間労働者)の合計数<支給上限人数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
週所定労働時間20時間 以上の障害者	6	6	6	8	8	8	8	8	8	8	8	8	90
週所定労働時間10時間以上 20時間未満の障害者 (特定短時間労働者)	4	4	4	4	5	5	5	4	4	4 支	4 〔給上	_4 限人	51 数

週の所定労働時間が10時間以上20時間未満の障害者(特定短時間労働者)の合計数 51 < 支給上限人数 90 【支給額】51(人月)×5,000円=255,000円

### (算出例)

②週の所定労働時間が10時間以上20時間未満の障害者(特定短時間労働者)の合計数>支給上限人数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
週所定労働時間20時 間以上の障害者	6	6	6	8	8	8	8	8	8	8	8	8	90
週所定労働時間10時間以 上20時間未満の障害者 (特定短時間労働者)	9	10	10	10	10	11	11	11	11	11 支	11 給上[	11 限人类	126

週の所定労働時間が10時間以上20時間未満の障害者(特定短時間労働者)の合計数 126 > 支給上限人数 90

【支給額】90(人月)×5,000円=450,000円

# **STEP3**

# V 申告申請書の作成・提出

1. 申告申請書の作成方法

# 方式1

申告申請書作成支援シート (マクロ機能付き)

## [メリット]

(1)エクセルのマクロ機能により自動計算

① 申請金額

② 雇用障害者のカウント

## (2)エラーチェック機能

① 所定項目の入力もれ ② 誤入力のエラー表示

③ 労働時間のチェック機能等④乖離判断

## (3)その他

- ①積み上げ集計など計算の手間がない
- ②前年度のバックアップデータが引続き活用できる
- ③ 電子申告申請ができる

(事前に「ID・パスワード」の取得が必要)

方式2

エクセル様式またはPDF様式



り機構

※必ず最新版の申告申請書作成支援 シートにより、申請を行ってください。 古いバージョンでは特例給付金の申 請はできません。

機構

ンロード

機構ホームページからダウ

# 2. 提出する書類



・障害の種類・程度を明らかにする書類 (障害者手帳等)

詳しくは次頁

《特例給付金の振込先に複数の口座を 指定する場合(特例子会社等)》

分割支給先一覧表

《申請書が受理されたことの確認書類が必要な場合》

・受理日確認印を希望する事業主の皆様へ



## 提出が必要な書類



# ①労働時間の状況を明らかにする書類

- ⇒常用雇用労働者である雇用障害者及び週の所定労働時間が10時間以上20時間の
   障害者(特定短時間労働者)の障害者 全員分の書類
   (次のいずれか1種類)
   ・源泉徴収簿(令和2年分)(写)
   ・源泉徴収票(令和2年分)(写)
   ・賃金台帳(令和2年度分)
  - ·給与支払額報告書(令和2年度分)(機構様式)

# 2 障害の種類・程度を明らかにする書類

### 初めて申請する事業主 → 対象の雇用障害者 全員分の手帳等(写)

### 【次年度から】

### →次に該当する雇用障害者の手帳等(写)を提出

- ・<mark>新たに雇用</mark>した障害者・<mark>新たに障害者</mark>となった労働者
- ・障害の種類及び等級・程度の変更、確認方法の変更などがあった障害者
- ・精神障害者保健福祉手帳の有効期限が経過し更新した障害者



# ① 電子申告申請ができない申告申請

①「申告申請書作成支援シート(マクロ機能付き)」

Version 10.0.0 以外で作成された申請書等による申請

- ② 令和3年度(対象期間: 令和2年4月~令和3年3月) 以外の申請
- ③ 年度の中途で事業を開始・廃止した事業主
- ④ 年度の中途で算定基礎日が変更になった事業主

# (2) 各都道府県申告申請窓口に送付又は持参

※感染症予防のため、持参による提出は極力お控えください。

【申請期間】申告義務がある事業主:<u>今和3年4月1日~5月17日</u> 申告義務がない事業主:<u>今和3年4月1日~8月2日</u>



※必ず簡易書留等の配達記録が残る方法による郵送又は信書便による送付。

※郵便は**当日消印**まで有効、信書便は**当日通信日付印**まで有効。 特例給付金の支給金は、申請期限を過ぎると支給できません。十分にお気を付けください。

2 源泉徴収票等(写) 📑 さん	添付書類
② 源泉徴収票等(写) A さん	①障害者手帳等(写)
<ol> <li>□ 障害者于帳等(与) ■ </li> <li>① 障害者手帳等(写) A さん</li> </ol>	②源泉徴収票等(写)
報告書(I)002 <sup>(1)</sup>	▲ 正本のみに添付 窓□控に添付書類は不要
報告書 (I) 001@ 報告書 (I) 002@ 報告書 (I) 001@	(1) 報告書 (I) に記載した <b>暗宝者の</b> 順
申請書正	(2) <u>A 4 サイズ(片面)</u> に綴ってのご提出にご協力
	をお願い申し上げます。







ニ. 上記手順を実施後、再度ファイルを開き、「セキュリティの警告オプション」から「コンテンツ の有効化」をクリックしてください。

### Ⅱ / バックアップデータを取り込む

#### 以前作成した申告申請書を活用して、新しい年度の申請書を作成する場合

令和3年度申告申請分からバージョンが<u>10.0.0</u>に変更となっているため、<u>新しい「申告</u> 申請書作成支援シート」をダウンロードしてください。

ダウンロードした新しい「申告申請書作成支援シート」を開き、次の①~⑥の操作手順に従い過 去に作成したバックアップデータを取り込むことにより、新しい支援シートに前年度作成した事 業主情報、事業所情報、障害者情報が反映されます。古いバージョンでは特例給付金の申請がで きません。

### <操作手順>



□ 申告申請書作成支援シートの入力(修正)をする

★ 取り込んだ前年度のデータを修正する場合

※各項目の修正方法は、「新規に申告申請書を作成する場合」の内容確認・修正・削除をご覧ください。



### ★ 新規に申請書を作成する場合

申告申請書作成支援シートを開くと「メニュー」が表示されます。上から順に必要な情報を入力し、 申請書を作成します。 ※昨年度のデータ(バックアップデータ)を活用する場合は、前頁を参照してください。

<u>【メニュー画面】</u>

障害者雇用納付金申告書	、障害者雇用調整金、在宅就業障害者特	師御調整金及び特例給付金支給	申請書		
報奨	金、在宅就業障害者特例報奨金及び特例	給付金支給申請書			
以下の項目を1から順(	こ入力して下さい。				
1. 申告·申請年度	▼ 年度	÷	未入力		
	(例: 令和 3年度 = R02年4月~R03年3月	の申告・申請内容)			
※バックアップデータを活用さ っ 事業主情報入力	れる場合は、9で取り込みを行ってください 入力・佐正	۱ <b>.</b>	\$ <b>1 1</b>		
2. 2. 1910/03	↑ クリックし、事業主情報を入力して下	さい。			
╸ᆂᄴᢋᡅ᠇᠋᠋⊥	新規入力		+ 7 _		
3. 爭未所情報人力	 ↑ クリックし、新規事業所情報を入力し	っ て下さい。		2	
	内容確認·修正·削除				
	↑ クリックすると、登録済み事業所の-	覧が表示されます。			
※事業所を削除した場合は、	必ず10で再採番処理を行ってください。			カ	
4. 障害者情報入力	新規入力		未入力		
	† クリックし、新規障害者情報を入力し	c rav.		山百	
	四谷曜記・静止・削味 ↑ クリックオスと 奈特法2 除害者の一	乾松 主二され ます		川民	
※ バックアップデータを活用さ	れる場合は、所定及び実労働時間等の研	夏の、私示されより。 記を修正を行って下さい。			
5. 申告·申請金額計算	申告·申請金額計算	÷	未計算	予	
	↑ クリックすると、申告・申請金額の自 報告書Ⅰ、Ⅱを作成します。	動計算および、			
	エラーがある場合は、該当箇所を表述	示します。			
6. 申告·申請情報入力	入力・修正				
		÷	未入力		
	† クリックし、申告・申請情報を入力して 「申告・申請金額計算」を実行しない	「下さい。 と、入力出来ません。			7
	以下のボタンから、各様式を表示し、	内容を確認して下さい。		$\backslash$	
【内容確認画面】	修正箇所がめる場合は、該当箇所に	- 戻り修止する争が可能です。		$\backslash$	/
申告・申請書	分割支給先一覧表	報告書I			/
↑申告・申請書を表示	↑分割支給先一覧表(調整金)を表示	 ↑報告書 I を表示			
申告申請書		報告書Ⅱ(常用)			
		↑報告書Ⅱ (常用)を表示			
	分割支給先一覧表 ↑分割支給先一覧表(郵導金)参表示	報告書Ⅱ(短時間)		V	
		↑報告書Ⅱ (短時間)を表示			
	分割支給先一覧表	報告書Ⅱ(特定短時間)			
	↑分割支給先一覧表(特例給付金)を表示 	↑報告書Ⅱ(特定短時間)を表示			
7. 印刷	印刷				
※ △ブ <b>瓜</b> 21、1 - 杯山		<b>さい。</b> 1997年初末まれらせたしてくささ			
※主てのシートが出力されま	9。該自ンニトのの正力したい場合は、 内	登睡診   囲から出力してくたさ	• • •		

※入力途中であっても、各入力画面で「登録ボタン」を押し、ファイルを上書き保存すれば保存できます。 ただし、5,6はファイルを開くたびに未計算・未入力となります。

### 1. メニュー画面「1. 申告・申請年度」

申告申請する年度を【メニュー画面】の〔1.申告・申請年度〕のプルダウンから選択します。



 O名称(フリガナ):株式会社等のフリガナは法人略称(記入説明書参照)を用い、半角カタカナで入力 (例)幕張建設株式会社 → マクハリケンセツ(カ
 O名称(漢字):法人略称を使用しないで正式名称を入力
 O住所:事業主の住所(法人のときは主たる事業所の所在地)を入力
 O中分類番号・:日本標準産業分類の中分類の番号(2桁)を入力

主たる事業の内容 中分類番号は記入説明書を参照

3. メニュー画面「3. 事業所情報人力」
各事業所ごとの常用雇用労働者数を【メニュー画面】の〔3. 事業所情報入力〕に入力します。
※労働者の詳細については、記入説明書で必ず確認してください。 (1)「新規入力」ボタンをクリックするとこの画面が開きます。
事業所情報入力
■業所の区分以下の事業所に該当する場合のみチェックを付けてください □ 1時例子会社等の認定を受けた事業所者 □ 2職業継続支援A型事業所 □ 2職業継続支援A型事業所又はその 」 2時、中一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一
「こか」 でなし 両方に該当する場合はチェックします。」 時間労働者数は必ず人力してくた
所在地 千葉県千葉市美浜区若葉3-1-3 算定基礎日 1日 さい。
① 常用労働者数
②M定労働制備(任意人) Wegatf報を入力し、「登録」を ● 100 100 100 100 100 100 100 100 100 10
解說

- 〇事業所別連番:事業所単位で001,002と連番で入力。事業所が1つの場合、事業所別連番は001のみ。 ※ 認定を受けた特例子会社等(記入説明書参照)については、特例子会社等ごとに入力します。
- 〇事業所の区分:特例子会社等の認定を受けた事業所若しくは就労継続支援A型事業所又はその両方に該当 する場合はチェックしてください。

|〇<mark>除外率</mark>:「なし」を選択してください。

〇算定基礎日:各月ごとの常時雇用している労働者数及び雇用障害者数を把握する日をいいます。 算定基礎日は各月ごとの初日又は賃金締切日とすることが原則ですが、それ以外の常用雇用労働者の数を把握できる日とすることも可能です。 算定基礎日が月の初日の場合は「1日」と、月末の場合は「31日」と入力します。

※ 算定基礎日は全ての事業所で同一となります。ただし、年度の途中で「算定基礎日」が変更と なる場合は、記入説明書を参照してください。

登	録	した事	事業所情報を確認・	修正	・削除し	たい場合		
-		事業	所一覧」】					ー画面の「 <b>内容確認・修</b>
(		内容	<b>译確認・修正・削</b> 除		<内容確認・ ①確認・修正 の左 Fにある	修正・削除の仕方> ・削除したい事業所 <del>のの</del> 「内容確認・修正・削除しの		ペランをつりりつりるとこ 見きます。
	NO	事業所 別連番		名称	P III III III	③「内容確認·	修正•削除」	æ
	1	001		$\geq$		クリック		1-3
	2	002	· 带张建設体式会往 均玉支店	2	)確認する事	事業所の [ <b>名称</b> ]を	クリック	2

#### 【3 事業所情報入力画面】

事業所情報入力       事業所別連番     001       名称     本社       事業所の区分     以下の事業所に該当する場合のみチェックを付けてください       □     1特例子会社等の認定を受けた事業所       □     2就労継続支援A型事業所	<ul> <li>④登録した〔事業所情報〕</li> <li>ゲ表示されます。</li> </ul>
- 除外率 ○ あり ○ なし	
	算定基礎日 1 日
短時間労働者以外の常用雇用労働者数       4月<5月<6月<7月<8月<9月<10月<11月	12月         1月         2月         3月         合計           80         80         80         960           12月         1月         2月         3月         合計           12月         1月         2月         3月         合計           0         0         0         0         0
注:ここでは、障害者の人数も含めた、常用労働者の総人数を入力して下さい       ②所定労働時間(任意入力)       「短時間労働者以外の常用雇用労働者 所定労働時間 」	い。特定短時間労働者は含みません。
⑤内容確認の場合は、確認後「閉じる」、修修正後「登録」、削除の場合は「削除」をクレ、※事業所に障害者情報が登録されているできませんので、該当の障害者を別の事業するか、削除してください。	正の場合は、 リック 5場合、削除 業所へ移動 開いる
70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 7	70 70 840 労働者の所定労働時間 0オルト値へ反映します)

### 【便利な機能のご紹介】 データ統合機能 <事業所情報の取り込み方法(データ統合)>

各事業所で作成したデータを親事業主・本社がその情報を取り込み、データを統合することができます。 統合するデータについては、各事業所において「バックアップデータの作成」によりあらかじめバックアップデータ を作成しておいてください。

【メニュー画面】





#### く注意>

この事業所情報の取り込みは、取り込み順に事業所別連番が付番されます。事業所別連番を修正する場合 は、メニュー画面の「全データ削除」により、一度取り込んだ事業所情報を削除し、事業所情報の内容を空に してから再度取り込んでください。



### 【便利な機能のご紹介】デフォルト値設定機能

事業所情報入力画面で入力した所定労働時間を、障害者情報入力画面にワンクリックで反映させることができるため、障害者情報入力時に所定労働時間を毎回入力する必要がなくなります。

<u>3 事業所情報入力画面】</u> <u> <sup>短時間労働者数 <u> 4月 5月 6月 7月 8月 9月</u> <u> 117 115 117 119 119 1</u> 合事業所ごとに「短時間労働者」及び「特定短時 働者」、「短時間労働者」及び「特定短時 の所定労働時間の毎月の時間数(デフ 設定することが可能です。</sup></u>	常用雇用労 時間労働者」 オルト値)を
注:ここでは、障害者の人数も含めた、常用労働者の総入数を人	ません。
短時間労働者以外の常用雇用労働者 所定労働時間	追加登録
4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 合計         120       140	登録
	削除
4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 合計         80       80       80       80       80       80       80       80       960	AMERICA
4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 合計         70       70       70       70       70       70       70       70       840	
注:ここでは、短時間以外の労働者、短時間労働者および特定短時間労働者の所定労働時間 を入力してください。 障害者の登録の際に、所定労働時間に転記することができます。(デフォルト 値へ反映します)	

#### 【4 障害者情報入力画面】(短時間労働者以外の常用雇用労働者)

年度内離職年月日										
「デフォルト値設定」ボタンをクリックすると、事業所情報 入力画面で入力した所定労働時間が反映されます。										
デフォルト値設定 ※ボタンを押下すると事業所情報画面で入力した所定労働時間が設定されます。										
4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 合計 120 120 120 120 120 120 120 120 120 120	追加登録									
┌実労働時間	24,93									
4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 合計	五林									
	出版									
◆考(個人別力ウント)     →	FUBs									
4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月	閉じる									

### 4. メニュー画面「4. 障害者情報入力」

#### 障害者の情報を【メニュー画面】の〔4. 障害者情報入力〕に入力します。

報告書 I の事業所別連番(〔3. 事業所情報入力〕で入力した事業所)ごとに、申告申請対象年度に雇用していた 障害者の情報のみを入力します。

※申請対象となる障害者の範囲と確認方法については、記入説明書で確認してください。





#### **<※3 手帳等の提出>** <u>添付書類が必要な事業主のみ記入</u> 障害者手帳等(写)の提出が必要な以下の障害者のみ「新規・更新のため要提出」にチェックします。

・令和3年度に初めて申請する場合は、全員分。

なお、過去にどの障害者の書類を提出したか不明な場合又は該当する障害者分のみを提出することが煩雑で ある場合等により、障害者全員分を提出する場合は、全員の「新規・更新のため要提出」をチェックします。

・申請対象期間(令和2年4月~令和3年3月)に新たに雇用した障害者、新たに障害者となった労働者(平 成26年度以降、障害者手帳等の提出をしていない障害者であって、今回、新たに申請対象となった障害者であ る労働者を含む。)、障害の種類及び等級・程度の変更、確認方法の変更のあった障害者、精神障害者保健福 祉手帳の有効期限が経過した障害者。

★平成26年度以降提出した手帳等については、変更がない場合は改めて提出する必要はありません。

<※4 雇入年月日・年度内障害年月日・年度内等級変更日・年度内離職年月日等の入力>
□       □       □       前等級       3       ○       ○       ●       ○       新規・更新のため要提出         □       □       □       □       前       ○       新規・更新のため要提出       ○       ● <td< th=""></td<>
雇入年月日       4       22       6       3       5       2       12       20       20
<ul> <li>解説</li> <li>○雇入年月日 : 雇い入れた年月日を入力します。</li> <li>○年度内障害年月日: 年度内において身体障害者または精神障害者となった場合に、当該障害者となった 年月日を入力します(知的障害者については、記入説明書を参照)。</li> <li>○年度内離職年月日: 年度内において離職した場合に、その年月日を入力。なお、年度内において役員となり、 雇用保険の被保険者でなくなった場合もこの欄に入力します。</li> </ul>

#### <※5 年度内転入出関連情報の入力>

★事業所間で転出転入があった場合以外にも、雇用区分が変更になった場合及び対象外となった場合等に 転出転入情報を入力します。具体的な入力例については、記入説明書をご参照ください。



#### 〇転入年月日

当該年度内において、当該企業の他の事業所から転入した障害者について、**転入年月日**及び**転入前の事業所** 名等をそれぞれ入力します。

・年度内に雇用区分が変更となった場合、年度の中途で対象外になった場合は、その変更日を入力します。 併せて、転入前の事業所名等に「常用」、「短時間」、「特定短時間」又は「対象外」を入力します。

・申請対象年度の中途に算定基礎日又は除外率が変更になった場合は、変更後の月の初日を入力します。

- ・<u>申請対象年度の中途に新規設立した事業主は、申請対象の月(設立の月の翌月)の初日を入力します。</u>
- ・年度内に障害の区分(身体・知的・精神)に変更があった場合は、その変更日を入力します。

#### 〇転出年月日

当該年度内において、当該企業の他の事業所へ転出した障害者について、**転出年月日**及び**転出先の事業所名 等**をそれぞれ入力します。

- ・<u>年度内に雇用区分が変更となった場合、年度の中途で対象外になった場合は、その変更日の前日を入力します。</u> 併せて、転出先の事業所名等に「短時間」、「常用」、「特定短時間」又は「対象外」を入力します。
- ・申請対象年度の中途に算定基礎日又は除外率が変更になった場合は、変更前の月の末日を入力します。
- ・<u>申請対象年度の中途に事業を廃止した事業主(合併による廃止の場合、合併の日を廃止の日とする)は、</u>
- <u>廃止の月の前月の末日を入力します。</u>
- ・年度内に障害の区分(身体・知的・精神)に変更があった場合は、その変更日の前日を入力します。

※転出日は転入日の前日としてください。

<※6 労	労働時間の入力欄	について>	変動の有無のどちらかを選択します。
	─所定労働時間( ○ 変動有	╕ 🕫 変動無 )	所定労働時間変動の有無の詳細については、記入説明
	デフォルト値設定	※ボタンを押下するとう	1書参照
	4月 5月 6月 120 120 120	7月 8月 9月 120 120 120	10月     11月     12月     1月     2月     3月     合計       120     120     120     120     120     1,440
<b>朱</b> 刀 号谷	4月 5月 6月 126 126 126	7月         8月         9月           126         126         126	10月     11月     12月     1月     2月     3月     合計       126     126     126     126     126     126     1,512
件記 O所定労 ・所定労	「 <b>働時間及び実労働時</b> 「働時間がく変動無ン	間 ▶の場合は、月ごと	の所定労働時間及び実労働時間を入力します。

・所定労働時間がく変動有>の場合は、所定労働時間及び実労働時間は年間の合計時間数のみ入力します。 ・労働時間は整数を入力してください(1時間未満の端数は切り捨てます)。



### ※精神障害者である短時間労働者の入力

特例措置

精神障害者である短時間労働者の算定方法に係る特例措置(記入説明書参照)に伴い、雇用区分が 「短時間」で障害者確認を「精神障害者」としてチェックを入れた場合、入力項目が変更されます。

障害者情報入力	×
事業所の選択 幕張建設株式会社 本社	▶ 前次 ▲
建基書情報入力       ×         事業所の選択       新孫建題設件式会社 本社       前次         雇用区分       道時間       ・         建(20)707)       3)77       名(0907)         3)77       名(0907)       2)797         建設       199位       生年月日         3)63       7       10         1)707       2010       3)64       7         11       19位       生年月日       3)60       00       10         11       19位       生年月日       3)60       00       10         11       19位       生年月日       3)60       10       1         11       19位       生年月日       10       10       11       14408         11       19位       生年月日       10       11       11       11       11         11       10       10       11	
建書音報入力       **         事業所の渡沢       新朱建設株式会社 本社       前次         運用区分       短時間       ·         堆(功功力)       207       &(功力力)         207       &(功力力)       2707         生(功力力)       207       &(功力力)         1	
性別 1.男性 ▼ 生年月日 3 58 08 10	$\begin{array}{cccc} \uparrow & \uparrow & \uparrow & \uparrow \\ \neg \neg \neg & + & \uparrow & \uparrow \\ \neg \neg \neg & + & - & \uparrow \\ \neg \neg \neg & + & - & - \\ \hline \end{array}$
- 障害者確認	
○身体障害者 確認記号 🚽 現等級	▼ 障害者の確認書類
○ 知的障害者 確認記号 🔽 現程度	<ul> <li>○ 新規・更新のため要提出</li> <li>● 提出不要</li> </ul>
<ul> <li>● 精神障害者 確認記号</li> <li>● ▼ 現程度</li> <li>1精神障害・</li> </ul>	-
手帳番号 12345	
現雇入年月日 4 29 04 01 年度内 時定の時	
障害年月日(※) 4 30 10 01 福祉 <b>手帳(</b>	認記 与か「P」「R」の場合は、相仲障害有保健 の初回交付日を入力してください。
年度内等級変更日	認記号が「Q」の場合は、知的障害者として判
現離職年月日	い場合エラーになり、登録できません。
前雇入年月日 4 20 10 01	
前離職年月日 (精神のみみ力)	P・Q・R)は過年度も含めて障害年月日を入力してください。
□−所定労働時間(○変動有・変動無) 現在の雇	入れが再雇用である場合は、ひとつ前の
	及び離職日を入力してください。
4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月	1月 2月 3月 合計
80 80 80 80 80 80 80 80 80 80	80         80         960         追加登録
4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月	
	80 80 900 削除
- 参考(1回入50万ワント)- 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月	1月 2月 3月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月
1.0 1.0 1.0 1.0 1.0 1.0 1.0 1.0 1.0	
	·

#### 労働時間の入力に関するエラーメッセージへの基本的な対応

変動無	エラーメッセージ	対応方法
所定労 働時間	<ol> <li>①乖離判断の結果、「短時間」の区分に該当しますので、雇用区分を「短時間」に修正してください。</li> <li>②乖離判断の結果、「特定短時間」の区分に該当しますので、雇用区分を「特定短時間」に修正してください。</li> </ol>	所定労働時間数の入力に誤りがあれば修正、誤りがなけれ ば雇用区分を修正してください。当該区分は原則として毎月 の <b>所定労働時間数の雇用区分の月数</b> で判断します(各雇用 区分に該当する月数が対象期間の半数を超えることが必 要)。
	③「常用」「短時間」「特定短時間」いずれの 条件も満たしていません。申請対象外とな りますので、確認の上、削除してください。	所定労働時間数の入力に誤りがあれば <b>修正、</b> 誤りがない場 合は当該障害者は <b>削除</b> してください。
実労働 時間	<ul> <li>④乖離判断の結果、「短時間」の区分に該当しますので、雇用区分を「短時間」に修正してください。</li> <li>⑤乖離判断の結果、「特定短時間」の区分に該当しますので、雇用区分を「特定短時間」に修正してください。</li> </ul>	実労働時間数の入力に誤りがあれば <b>修正、</b> 誤りがなければ 雇用区分を修正してください。 当該区分は原則として毎月の所定労働時間と実労働時間 の雇用区分の常態的な乖離で判断します(雇用区分が半分 以上の月で異なる場合)。
	⑥「常用」「短時間」「特定短時間」いずれの 条件も満たしていません。申請対象外とな りますので、確認の上、削除してください。	実労働時間数の入力に誤りがあれば <b>修正、</b> 誤りがない場合 は当該障害者は <b>削除</b> してください。
	▲上記④56のエラーの場合には乖離月に	「※」が表示されます。
	⑦乖離判断の結果、「常用」の区分に該当 しますので、雇用区分を「常用」に修正して ください。	雇用区分を「 <b>常用</b> 」に修正してください。
変動有	エラーメッセージ	対応方法
実労働 時間	⑧実労働時間が、「常用労働者」の条件を 満たしていません。	実労働時間合計数の入力に誤りがあれば <b>修正、</b> 誤りがない 場合は雇用区分を「 <b>短時間</b> 」に修正してください。
	<ul> <li>⑨実労働時間が、「短時間労働者」の条件 を満たしていません。</li> <li>⑩実労働時間が、「特定短時間」の条件を 満たしていません。</li> </ul>	実労働時間合計数の入力に誤りがあれば <b>修正</b> 、誤りがない 場合は、雇用区分を「特定短時間」に修正してください。 実労働時間合計数の入力に誤りがあれば修正、誤りがない 場合は、当該障害者は削除してください。
	⑪乖離判断の結果、「常用」の区分に該当 しますので、雇用区分を「常用」に修正して ください。	雇用区分を「 <b>常用</b> 」に修正してください。

### マクロの問題により正しく判断されないケースとその対応

以下の場合、「申告申請書作成支援シート(マクロ機能付き)」の問題により、雇用区分が正しく判断されない ケースがありますので(詳細は記入説明書参照)、その場合は各都道府県申告申請窓口にお問い合わせください。

<月の所定労働時間が変動しない場合>

- ①営業日(暦)の関係から、月毎の所定労働時間及び実労働時間が少ない場合
- ②年度の途中で他事業所へ転勤した場合
- ③月の途中の雇入れ又は離職により、当該月の月毎の所定労働時間及び実労働時間が少ない場合
- ④雇用区分を上回る乖離と下回る乖離が混在する短時間労働者の場合

#### <月の所定労働時間が変動する場合>

⑤月の途中で雇入れ又は離職した場合



### 5. メニュー画面「5. 申告・申請金額計算」

入力した〔3. 事業所情報〕〔4. 障害者情報入力〕をもとに申告・申請金額の計算及び報告書 I 、報告書 I を作成します。

終了メッセージが表示
1.7-6 (06 タイノリッソイ)
Microsoft Excel
自動計算が終了しました
<ul> <li>③ 計算が終了すると</li> <li>右側の表示が〔計算</li> <li>済〕となります。</li> </ul>
」 除を行ってください。 
<b>そです。</b> 『業所情報入力〕〔4. ほ合は、表示が <b>「未計</b> い。
,
担当者等を入力します。
<u>申請情報入力画面】</u>
$\neg$



(注意)主な法人略称 〔1.事業主情報入力〕の「名称(フリガナ)」及び〔6.申告・申請情報入力〕の「支給先」の「ロ 座名義(フリガナ)」は以下の法人略称を用いて入力します。

	略称									
格語 種類名	最初の場合	中間の場合	最後の場合							
は しちん しんしん しんしん しんしん しんしん しんしん しんしん しんしん	<b>カ</b> )	(カ)	(カ							
有限 会社	ユ)	(ユ)	(ユ							
<u>合名会社</u>	<u>, X)</u>	()	()							
	<u>シ</u> )		(>							
	<u>F)</u>	(F)	(F							
<u>祖 品 莽 祥</u>	<u> </u>	(9)	(9							
	<b>2</b>									
	シャ	(97)	(シヤ							
	ザイ	(ザイ)	(ザイ							
	2.17									
	ガク)	(ガク)	(ガク							
医療法人										
医療法人社団										
医療法人財団	1)	(1)	(1							
社会医療法人										
<u> </u>	<u>シュウ)</u>	<u>(シュウ)</u>	<u>(シュウ</u>							
<u> </u>	フク)	(フク)	(フク							
特定非営利活動法人	トクヒ)	—	—							
生活協同組合	セイキョウ)	(セイキョウ)	(セイキョウ							
農業協同組合連合会	ノウキョウレン)	(ノウキョウレン)	(ノウキョウレン							
共済農業協同組合連合会	キョウサイレン)	(キョウサイレン)	(キョウサイレン							
<u>漁業協同組合</u>	ギョキョウ)	<u>(ギョキョウ)</u>	(ギョキョウ_							
漁業協同組合連合会	ギョレン)	(ギョレン)	(ギョレン							

#### メニュー画面【内容確認画面】で、作成内容が確認できます。

[6. 申告・申請情報入力]の入力が終了したら、[内容確認画面]から作成内容の確認を 行ってください。

【メニュー画面】





### 【報告書I】



### 【報告書Ⅱ】(常用)

.

メニューに戻る

3

#### 【報告書Ⅱ】(特定短時間) メニューに戻る з 弊害者雇用状祝等報告書(I) 短時開労働者以外の常用雇用労働者用 弊害者雇用状況等報告書(Ⅱ) 〈 本 〉 適労働時間が1回時間以上20時間未満の雇用弊害者用 ] 〈 型10年間 「 型21年間 しつい記載した30時間は、10時間の にの時間は、20時間未満の雇用弊害者用 ] 〈 事実課題 〉 につい記載した30時間 1 2 3 001 B 7 107 1 3 20164160 10 ------Reards Reards ------\*\*\* Vientys Wiertys Wiertys Without Without Without Without Wiertys Without Without

内容を確認し、間違いがなければ に進みます。 「7.印刷」 メニュー画面 間違いがある場合は各項目に戻り、修正・削除をします。 (この画面から訂正はできません)



#### I 電子申告申請による提出

支援シートで作成した申請書を電子申告申請で提出する場合は「電子申告申請データ作成」ボタンを押 して電子申告申請データを作成します。データ作成後、当機構ホームページの「電子申告申請システム」 から電子申告申請します。(記入説明書参照)※支援シートのままでは電子申告申請ができません。 なお、障害者手帳(写)等の添付書類は、別途、各都道府県申告申請窓口への提出が必要です。

#### Ⅱ各都道府県申告申請窓口へ提出(送付又は持参)

正本1部とコピー1部を添えて、2部とも各都道府県申告申請窓口に提出してください。

#### く電子申告申請により提出する場合>

8. 提出方法

Ⅰの申告申請窓口へ提出かⅡの電子申告申請による提出のいずれか一方により提出してくたさい。

【メニュー画面】

I 申告申請窓口へ提出 印刷した申告・申請書等(各2部:正・受付窓口控)を管轄の申告申請窓口に 郵送又は持参のうえ提出してください。 ※事業主控えは手許に保管してください。 ※受理日(受理印)の確認を希望される 場合は、様式「受理日確認印を希望する 事業主の皆様へ」を併せて提出して ください。 様式は、記入説明書又は当機構ホーム ページからダウンロードしてください。	<ul> <li>I 電子申告申請による提出</li> <li>※別違口、パスワードが必要です。</li> <li>① 電子申告申請データの作成</li> <li>1 定年告申請データ作成</li> <li>1 クリックして、 申告申請データを 作成してくだ</li> <li>2 当礎神 システ</li> <li>① 「電子申告申請データ作成」 をクリック</li> </ul>
AND-00参照 保存先を指定して下さい ■ デスクトップ > ■ PC > ■ ライブラリ 2 保存先を指定	Microsoft Excel × 電子申告申請用XMLデータを保存しました。 C;¥Users¥123456¥Desktop¥電子申告ファイル_令和 03_1234560007_3.xml
	④「OK」をクリック

★印刷後の作業については、次ページの「印刷した後に」で確認してください。

### ★印刷した後に(送付又は持参により提出する場合)

各都道府県申告申請窓口に提出する場合は、印刷後、以下の箇所についての確認、 記入をしてください。

1.【申請書】

①社会保険労務士が作成した場合は、社会保険労務士記載欄に記入してください。(※)

②3部用意し、それぞれ(正)(受付窓口控)(事業主控)に丸をつけてください。
 ※提出する申請書は、(正)(受付窓口控)となります。(事業主控)は提出不要です。

③代表者の押印及び自筆による署名は不要です。

	9	] 令和3 年度 特例給付金支給	合申請書(常	用労働者	fの総数が10	の人以下では	あって報奨金	を申請しえ	い事業主	(正) 用) 受付家[		2	)それ	ぞれに	<b>こ丸</b> を <sup>-</sup>	つける	<b>5</b> .
		下記のとおり申請しま 独立行政法人高	tす。 『齢・障害・ゑ	求職者雇用	■ 1 支援機構理	事長殿				( ₩#±	至 ) ド·株安コード						
_	Φ	<b>≭ 兆</b> 主 香 号	1 2	3 4	5 6 - 0	) 0 0	- <u>1</u>	] 03 年 0	4月01日	1 4	-01						
1	0	(4) 住 所 (法人のときは主たる事業所の所在地)	夏辰香号 2 (	6 1 - 0	0 1 4 👬	龍市美祥区君集3	-1-3										
	ŧ	(ד ע ד ד ד	(	9 2 t 9	( *				) (n) E	4	代表者の設備 代表取確認状象	雄船 太衛					
	₩ ¥ ¥	(D) 45 🔊	業强建設得	制式会社					(二) 後人	# <del>3</del>							
	ź								(市) 産業	<u>я</u> <b>д</b>	(中 <u>合親健</u> 寺) 0 6 [	(主た 総合工事業	3事業のA容)	}			
2	G	枠研造計金の単績類	君分景中间が10年間! (B) (	炎 <b>上20年間未満</b> ) 12 、	の着用障害者の合計数 0 )人 え	l@を出展とする。 は <sup>(A)</sup> (	ただし、 <b>小歌点以下仕切</b> 24 . 0	<b>治て.</b> ) )人のい	ずれか小さい数		× 5,000	Ħ	- (c)	6	000 <sub>0</sub>		
3	5	倖何給計金の支援先	(4) 支衛光の延択		(*) 金貨幣関及び本 購得:	: · 支店名 銀行	<b>繫</b> 行		本店	(*) 金 <b>政務関*</b> 9999	+Y´ー本・支店=-+Y´ - 999	(=) 我会推荐	1	(¥) 口 <u>陸番号</u> 1	234567		
			(5) 口座名募人	<b>秦張建設</b>	(株)				フリガナ [	₹ <b>ク</b> ዘリ <b>ታ</b> γቲም(ђ							
4	件	E 9	合和2年 4 日	815	Вб	876			10 8	11 日	) 12 日 1	103年 日:	2 日(	з в	송 計		
_	- - - - - - - - - - - - - -	*用理用診護者の施設 (約)(現在者事用於共物時年(1)の②の(~)の合計 (約)()()()()()()()()()()()()()()()()()()	, ,	(	λ	X 7	<u> </u>	X	λ	λ	λ	X	λ	X		~	
	の幕定		2 80.0		人 80.0		80.0 K	<u>80.0</u> 人	0.08 人	<u>0.0</u> 人	80.0 人	<u>80.0</u> 人	0.08 A	0.08 人	960.0	~	
5	n ®	Aの2015) 通診療体質が10体質以上20体質決済の運用 旅客者の数	3 <u>2.0</u>	2.0	· <u>2.0</u> 人	<u> 2.0</u> 人 ノ 1.0		2.0 人	2.0 人	<u>2.0</u> 人	2.0 人	2.0 人	2.0 人	<u>2.0</u> 人(	24.0 6) 19.0	~	
-		株成年月日 税出税行参 本務税理券の表示	1 1.4	1.9	*	<u> </u>			1.9 医原系器 治水生活用	5. 1.v	総務部人事	 課	043	. 123	4567		
	労記	(ma 修士 能有						記 入 祖当者	איניג	+) (t		1944 1944	¥7 =>		>		
	: 1	:   【事業主控】 裏面の「注意」をよく務んて ※夏には起入しないで下さい	。 雑品して下さい。					.:	Æ	*		幕張	三郎				
		$\sim$ L															
① 社	추 <b>会</b>		士が作 記載欄	≣成し  に記	,た場合 入する			①(※ 場合  <b>当者</b> :	く)社会 におい 名を記	ー 会保険 いても、 ころす	§労務出 <b>あなた</b> る。	ニが作 : <b>の企</b>	■成した <b>業の</b> 担				

### 2.【障害者雇用状況報告書(I)】

申請書同様、正本には(正)に丸印を、控えにはそれぞれ丸印をつけてください。

#### 3.【障害者雇用状況報告書(Ⅱ)】

①申請書同様、正本には(正)に丸印を、控えにはそれぞれ丸印をつけてください。 ②同一の事業所別連番で複数枚の報告書(Ⅱ)がある場合、手書きで報告書(Ⅱ)の枚数を記入してください。

L	3				[	週労働	隣 動時間が	≹害者亰 510時間	雇用状 引以上	況等報 20時間	告書( 未満の	Ⅱ) 雇用障	害者。	用]	( (受 ( 科	正 付窓口 事業主持			***! しいす	* * れか	●時間が10
	•	*	<b>業</b> 主	香号	1	2 3	4 5	6										) S	ける	0	
4	5 F	60	≱ 兼 所	別達香		001															
5	Ŧ	(7)	右	楙	本社									「別 算能」	<b>王</b> 森日	1	Ħ				
6	9	*	<b>E</b>	名 (9) (	n) 生年月日	(=) 示機律导	(0) 身松 (2) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1	(*) 当約 (2) 合約	(F) 挤种 放弃者	(1)罪人和年	F.A 8	(1) 帳入年	Р.Я. В	(1) 443 降害者 降害者	(内に身体) 又は維神 となった。	(5)年月 障害者でな 年月	変角に 2くなった 1日	(7)酸素:	¥7 8	(7) <b>6</b> 5 (	(年月日
ן יין	-	48 15	(カタカナで	記載) 第二表	¥Р, д в 🚆	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	(a) () RÊ 23	a) nt B	。) 能 暴	<u> </u>   = = = = = = = = = = = = = = = = = = =	月 目 元 号	₩ 月 目	転入前の 李楽町名参	* <sup>元</sup> *	<u>я</u> в	元 응 루	月目	/ <sup>元</sup> ₹	, я в <sup>3</sup>	₩ ₽ ₽	転出先の 李朱町名等
β	Ł	ι	79NJ 3	י לס"	50 04 01	123456	A			5 02	04 01			<b>#</b> 5							
1	٢Ľ		申告 申請年月 月月 - 死六任時時日	令和2年4月 70	令和2年5月 70	令和2年6月 70	令和2年7月 70	[ किक्वा2€ 70	<b>₽8</b> Я 4	↑和2年9月 70	令和2年10月 70	1 令和2年 70	11月 令	和2年12月	<u></u>	年1月	令和\$ 7	年2月 4	合和3年3月 70		it 240
ŧ	۶L	- (0)	月毎の所定方舗時間 月毎の実労舗時間	70	70	70	70	70		70	70	70		70	7	0	7	0	70		340
	•				*1	8.8	IЛ	И		14-1-1				<i>n</i> 6							
ş	۰ľ		申告 申請年月 日月 - 五六倍時時日	令和2年4月	令和2年5月	令和2年6月	令和2年7月	[ 令和2€	<b>単3月</b> 4	计和2年9月	令和2年10月	₹ 合和2年	11月 令	和2年12月	令和3	年1月	令和》	年2月 4	↑和\$年\$月		it.
É	۶L		月毎の実労働時間	u																	
ß	Ł									1/11									-		
1	۶ŀ		申告 申請年月	令和2年4月	令和2年5月	合和2 0		- <b>M</b> I	白坐	모는 모네 :	亩釆っ	で右米	5 <b>1</b> 5	うち	生言	₽/т	T \≁	バカン	z		it
1	; [	(9)	月毎の所定労働時間 月毎の実労働時間								きてい		XTX	レノ干以		∎`\⊥ . マ	1 //	1.024	ິ		
B	۱					「圬	<b>,台、</b>	于晋	さで	報告	≣(Ⅱ	)の材	(数で)	と記	人す	る。	)				
	, I				11 11		の例	では	、事	業所別	別連著	番001	のう	521	<b>牧中</b>	11枚	日オ	を表	L		_ ^
I,	١	[3]	申告 · 申請年月 日長 - 政支学論時間	令和2年4月	令和2年5月	合和2 -	11=	7	•												11
Ľ	Ĺ		月毎の実労働時間	·		±_( '		7 0											Ľ		
r P	ľ							$\nabla$						<b>n</b> 6				7			
,	۶ľ		申告 申請年月	令和2年4月	令和2年5月	令和2年6月	令和2年7月	1 合和2		2年9月	令和2年10月	1 合和2年	11月 令	和2年12月	合和3	年1月	令和3	年2月 4	お和き年き月		it
	-	(9)	月毎の所定労働時間 月毎の実労働時間					+	Y						+					+	
ü	) [	李宠主	抱め、「御御」をよっ	、 親んで起入して下	さい.			7	( 2	_	1)	)									

#### ○ 添付書類の提出

常時雇用している労働者の数が300人以下の特例給付金申請事業主にあっては、報告書II(常用・短時間・特定短時間)に記載した雇用障害者分の以下の書類を1部提出してください。(納付金の申告と併せて 特例給付金を申請する事業主も添付書類が必要です。この場合、添付書類は納付金の審査にも使用しま す。)※添付書類の提出についての詳細は記入説明書をご参照ください。

<u>※平成26年度以降提出した手帳等(写)については、変更がない場合は改めて提出する必要</u> <u>はありません。</u>

#### (1) 労働時間の状況を明らかにする書類

申請対象期間の給与の支払額等がわかる次のいずれかの書類

①マイナンバーの印字のない、令和2年分給与所得に係る源泉徴収票(写)又は源泉徴収簿(写) ②令和2年4月~令和3年3月分の労働時間に対応する賃金台帳(写)又は毎月の賃金の支払

#### 状況が確認できる資料

③令和2年度給与支払額報告書(記入説明書参照 ※機構ホームページからダウンロード可)

#### (2)障害の種類・程度を明らかにする書類

①身体障害者手帳等(写)、指定医の診断書(写)など

②療育手帳(写)、知的障害者判定機関の判定書(写)など

③精神障害者保健福祉手帳(写)

### ★バックアップデータの作成

#### 次年度以降の作成のために

次年度以降の申請書は、バックアップデータを活用して簡単に作成することができます。以下の方法で今 年度の申請書のバックアップデータを作成し、次年度以降の申請書の作成に役立ててください。



※本作業により、申告申請書作成支援シートと同じ保存場所に、 バックアップデータが 作成されます。



### 電子申告申請システムから電子申告申請を行う

1. 当機構ホームページから、「電子申告申請システム」に入る

IV

当機構ホームページ(URLはhttps://www.jeed.go.jp/) から、電子申告申請を行ってく ださい。令和3年度申請書については、<u>令和3年4月1日以降、電子申告申請の送信</u> <u>が可能です。</u>









### 4. パスワードを変更する

初めて電子申告申請を行う方は、送信する前に、パスワードの変更を行ってください。 変更を行わないと送信ができないので、ご注意ください。

<ul> <li>         ・          ・          <u> </u></li></ul>	<u>, いめて、 ビエ応 ( /ことい。</u> パスワード変更
幕張建設 株式会社 パスワードは6文字以上10文字以下で 数字と英小文字を組み合わせてください。	①ユーザID、現在のパスワード、 新しいパスワード(2回)を入力して、 「登録」をクリック
ユーノル 現在のパスワード 新しいパスワード 新しいパスワード(確認用) (注)数字と英小文字(または記号)を組み合わ	je012345  ●●●●●●●  ●●●●●●●  ●●●●●●●  ●●●●●●●  ●●●●●●
<b>幕張建設 株式会社</b> パスワードの変更	が完了しました。 2 「メニューに戻る」をクリック メニューに戻る
(注意)名称等の変更があった場合 住所、名称、代表者の役職・氏名、 ください。	電話番号、郵便番号に変更が生じた際に届け出て
<ul> <li>●住所、名称等変更届について■</li> <li>・住所、名称、代表者の長名、電話番号、郵便番号等に変更が生じた際「変更があった項目と選択して、変更前の内容と変更後の内容を両方とう。</li> <li>・ スカしたい内容が、制限文字数を超えている場合は、スカできる範囲 事項</li> <li>(変更があった項目にチェックを入れ で下さい)</li> <li>・ 郵便番号 (半角数字)</li> <li>・ (フ)が 力 (半角70文字)</li> <li>・ (ア)がう</li> <li>・ (平角数字)</li> <li>・ (ア)がう</li> <li>・ (平角70文字)</li> <li>・ (大表者役職 (全角35文字)</li> <li>・ (大表者役職 (全角35文字)</li> </ul>	変更があった項目を選択してください。 (住所、担当者連絡先、名称、代表者名) ※変更がない項目は入力する必要はありません。
	をつりいな をクリック すっても、別途、名称等変更届の電子送信が必要です。 基本情報は変更されませんので、ご注意ください。

### 5. 申請書を送信する

<次の申告申請書は電子申告申請ができません>

- ●「申告申請書作成支援シート」(マクロ機能付きエクセル様式 バージョン10.0.0) 以外で作成 された申請書による申請
- **令和3年度**(対象年度:令和2年4月~令和3年3月)以外の申請
- 年度の中途で事業を開始・廃止した場合の申請
- 年度の中途で算定基礎日が変更になった場合の申請

電子申告ファイル送信				
■使い方■ 1. 申告申請年度を指定し 2. 「参照」ボタンを指定し 3. 当機構からのご連絡の 4. 「送付確認のメールが送 5. 受付確認のよでに審査	①申告申請年度 「令和3年度」を選択 「常和3年度」を選択 「「ない。確認のため、同じアドレスを2回、入力します。 ます。 「がかかる場合があります」。メールが届かない場合は、当機構までご連絡下さ			
申告申請年度 令和 ファイル	3年度 ・ (2) 参照」をクリック (参照)			
メールアドレス メールアドレス (確認用)	「1または2*****000*」にはハイフンを抜かした 事業主番号が入っています			
電子申告ファイル_令 和03_12345600	送付するファイルは 【電子申告ファイル_令和3_1または2*****000*_*xml】というファイル名の <u>XMLドキュメント</u> で、デスクトップ等に自動的に保存されます。 また、このファイル名は絶対に変更しないでください。 <u>申告申請書作成支援シート(Excel)は送信できませんので、</u> 必ず、電子申告ファイルの形式をご確認ください。			

é	アップロードするファイル	の選択	×
⊕ ⇒ ↑  ▶ P	C ▶ デスクトップ	▼ C デスクトップの検索	Q
整理 ▼ 新しいフォルダ・	-	≣≡ ▼ 🔟	0
☆ お気に入り	名前 (空) 電子申告ファイル_令和03_1234	1560007_3.xml	
		37	ァイルを選択
ドキュメント () () () () () () () () () () () () ()	K		<b>,</b>
Jr1.	ル名(N):	▼ すべてのファイル (*.*) 開く( <u>O</u> ) キャンセ	<b>マ</b> ル

電子申告ファイル送信	
入力していただいたメールアドレスに誤りがある場合、メール が届きませんので、メールアドレスが正しく入力されていること をご確認ください。 かぼかない場合は、当機構までご連絡下さい 合がございます。	°°
申告申請年度       令和3年度       ●         ファイル       0:¥Documents and Settings       デスクトッ       ④受付確認メール及び審査結果メールが 受信可能なメールアドレスを2回入力します。         メールアドレス       0000@00.00       ○       ●         メールアドレス       0000@00.00       ●       ●	<u></u>
*ご注意 ・送信できるファイルは、当機構ホームページよりダウンロードした「申告申請マク ・指定したファイルに誤りがないか、もう一度確認して下さい。 Web ページからのメッセージ	ューに戻る
⑦ ファイルを送信します。よろしいですか? ⑥「OK」をクリック このメッセージが出たら送信完了 送信後必ずメールが2通知 きますので確認をお願いします。	
電子申告ファイル_令和3_1*****-000-* .xmlの送信が完了しました。 ⑦「メニューに戻る」をクリック	
送信後、必ずメールが2通(①受付確認メール、②審査結果メール)届きます。 自動的に迷惑メールフォルダなどに振り分けられる場合がありますので、メールが届い場合は、メールフォルダ等をご確認下さい。 万ーメールが届かない場合は、納付金部審査課(雪043-297-9120)までご連絡くださ	<b>&gt;</b> かな い。
<電子申告申請を行った後、審査結果メールでエラーがあった場合>	

①保存している申告申請書作成支援シート(Excelファイル)を修正する ②電子申告申請データ(XMLドキュメント)を再度作成する ③電子申告申請システムから、再度送信する

※以下のエラー表示が出た場合は、並べ替え機能(記入説明書参照)を活用すると 便利です。

転入・転出の入力方法に誤りが無いか、また、同一の障害者を重複して入力して いないかを確認して下さい。

事業所連番001 生年月日が××××年〇〇月△△日の障害者 事業所連番002 生年月日が××××年〇〇月△△日の障害者